障がい者のニーズ(将来必要なサービス) について

第3期岐阜県障がい者総合支援プランの 策定に向けた障がい者のニーズ調査より

○第3期岐阜県障がい者総合支援プランにおける施設入所者数の設定等の見通しを立てる ため、全県的な規模でのアンケート調査を実施した。

・実施方法:障がい者との意思疎通に精通した相談支援専門員による、計画相談、モニタリング

の場を用いた聴取調査(障がい者の生の声を直接聴取)

・対象者:障害福祉サービスの利用のために相談支援を利用している障がい者

・実施方法:一般社団法人ぎふケアマネジメントネットワークに委託(令和元年7月~12月)

・調査人数:3,176名

									(半位・人)		
			障害	言支援区分	ごと	障がい種別ごと (重複あり)					
		全体	区分なし	区分 1~3	区分 4~6	知的 障がい	身体 障がい	精神 障がい	発達 障がい		
回答者数(人)		3,176	1,016	772	1,388	1,755	774	698	59		
	自宅	2,074	853	543	678	1030	508	540	52		
現在の住まい	グループホーム	382	32	162	188	382	41	51	3		
(回答者数)	入所施設	531	42	11	478	332	195	36	0		
₹	その他	188	88	56	44	88	30	71	4		

調査による現在の住まい(自宅、グループホーム、入所施設)ごとの障がい者のニーズ(3年後及び将来に必要なサービス)を次に示す。

自宅にて生活している方(障害支援区分ごと)

◎ 重度の方(区分4~6)では、「緊急時に受け入れてくれるところ」「いつでも 相談できる場所や人」の次に「入所施設」を必要としている声が多い。

◆生活に必要なサービス

※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	区分	なし	区分	1~3	区分4	1~6
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	72%	79%	72%	74%	52%	56%
ひとり暮らしの体験や練習	21%	26%	18%	20%	11%	13%
緊急時に受け入れてくれるところ	23%	26%	42%	46%	58%	57%
養護者の休息のための受け入れ	9%	9%	14%	14%	35%	32%
グループホーム	13%	21%	21%	32%	25%	34%
入所施設	5%	9%	7%	13%	32%	44%
居宅介護等の訪問支援	12%	19%	39%	42%	30%	32%
通所の生活介護	7%	10%	16%	18%	39%	38%
通所の就労系事業所	52%	51%	39%	37%	18%	18%
移動支援の事業所	10%	12%	22%	23%	27%	27%
その他	8%	8%	7%	8%	6%	8%
回答者数(人)	853		54	13	67	78

(複数回答あり)

自宅にて生活している方(障がいの種別ごと)

◎ 身体障がいでは「グループホーム」より「入所施設」を必要としている声が多いが、 それ以外では「入所施設」より「グループホーム」を必要としている声が多い。

◆生活に必要なサービス

※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	知的障	章がい	身体障	章がい	精神障	章がい	発達障	章がい
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	62%	65%	62%	63%	75%	85%	58%	71%
ひとり暮らしの体験や練習	20%	22%	10%	12%	15%	21%	25%	33%
緊急時に受け入れてくれるところ	44%	45%	47%	46%	26%	33%	33%	38%
養護者の休息のための受け入れ	22%	20%	24%	22%	11%	12%	21%	21%
グループホーム	27%	38%	15%	21%	9%	17%	19%	25%
入所施設	18%	27%	19%	28%	5%	9%	6%	15%
居宅介護等の訪問支援	23%	26%	38%	41%	19%	29%	15%	15%
通所の生活介護	25%	26%	27%	26%	6%	11%	21%	23%
通所の就労系事業所	36%	35%	28%	28%	49%	46%	37%	38%
移動支援の事業所	21%	22%	26%	25%	9%	11%	27%	25%
その他	5%	5%	11%	13%	7%	7%	8%	10%
回答者数(人)	1030		508		54	10	52	

グループホームにて生活している方(障害支援区分ごと)

◎「いつでも相談できる場所や人」、「グループホーム」を必要としている声が多い。 また、通所系のサービス(生活介護、就労系)を必要としている声も多い。

◆生活に必要なサービス

※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	区分	なし	区分	1~3	区分4	4~6
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	59%	63%	72%	79%	73%	66%
ひとり暮らしの体験や練習	28%	31%	25%	23%	18%	14%
緊急時に受け入れてくれるところ	19%	25%	17%	22%	18%	16%
養護者の休息のための受け入れ	6%	13%	9%	9%	7%	7%
グループホーム	38%	34%	60%	63%	73%	72%
入所施設	9%	9%	11%	16%	23%	30%
居宅介護等の訪問支援	0%	0%	9%	19%	16%	15%
通所の生活介護	3%	3%	15%	15%	33%	34%
通所の就労系事業所	38%	41%	30%	31%	27%	24%
移動支援の事業所	3%	3%	23%	20%	32%	34%
その他	3%	9%	5%	9%	5%	6%
回答者数(人)	32		16	52	18	38

(複数回答あり)

グループホームにて生活している方(障がいの種別ごと)

◎「いつでも相談できる場所や人」「グループホーム」を必要としている声が 多いが、身体障がいの方は「入所施設」も比較的多い。

◆生活に必要なサービス ※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	知的障	知的障がい		章がい	精神障	章がい	発達障	章がい
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	71%	71%	80%	78%	59%	78%	0%	33%
ひとり暮らしの体験や練習	22%	19%	22%	22%	25%	29%	0%	33%
緊急時に受け入れてくれるところ	18%	19%	24%	27%	24%	33%	0%	0%
養護者の休息のための受け入れ	8%	8%	5%	12%	6%	18%	0%	0%
グループホーム	65%	65%	66%	68%	39%	45%	0%	0%
入所施設	17%	23%	34%	44%	14%	20%	0%	0%
居宅介護等の訪問支援	12%	15%	32%	32%	8%	14%	0%	0%
通所の生活介護	23%	24%	41%	37%	6%	12%	0%	0%
通所の就労系事業所	29%	28%	49%	44%	33%	35%	0%	0%
移動支援の事業所	26%	26%	37%	32%	12%	10%	0%	0%
その他	5%	8%	7%	5%	2%	8%	0%	100%
回答者数(人)	38	382		.1	5	1	3	3

入所施設にて生活している方(障害支援区分ごと)

◎ 回答者のほとんどである重度の方(区分4~6)は、「入所施設」を必要とする 声が多い。

◆生活に必要なサービス

※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	区分	なし	区分	1~3	区分4	4~6
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	26%	55%	100%	100%	45%	45%
ひとり暮らしの体験や練習	19%	33%	27%	36%	11%	12%
緊急時に受け入れてくれるところ	24%	38%	9%	18%	16%	14%
養護者の休息のための受け入れ	12%	26%	0%	0%	7%	5%
グループホーム	12%	10%	55%	55%	14%	14%
入所施設	7%	7%	55%	45%	63%	65%
居宅介護等の訪問支援	17%	19%	27%	27%	8%	6%
通所の生活介護	12%	12%	18%	27%	14%	12%
通所の就労系事業所	26%	38%	36%	45%	11%	10%
移動支援の事業所	19%	17%	45%	45%	15%	14%
その他	24%	36%	0%	27%	8%	9%
回答者数(人)	42		1	1	45	78

(複数回答あり)

入所施設にて生活している方(障がいの種別ごと)

◎ 特に知的障がいの方にあっては、「入所施設」を必要とする声が多い。

◆生活に必要なサービス ※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	知的隨	知的障がい		章がい	精神障	がい	発達障	がい
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	43%	45%	50%	50%	42%	67%	0%	0%
ひとり暮らしの体験や練習	13%	15%	9%	12%	22%	33%	0%	0%
緊急時に受け入れてくれるところ	16%	15%	17%	18%	31%	33%	0%	0%
養護者の休息のための受け入れ	7%	5%	8%	7%	19%	25%	0%	0%
グループホーム	14%	14%	14%	14%	11%	22%	0%	0%
入所施設	70%	70%	47%	53%	11%	14%	0%	0%
居宅介護等の訪問支援	7%	6%	13%	10%	19%	19%	0%	0%
通所の生活介護	15%	14%	11%	10%	19%	17%	0%	0%
通所の就労系事業所	10%	10%	13%	13%	31%	36%	0%	0%
移動支援の事業所	12%	13%	23%	21%	17%	25%	0%	0%
その他	9%	10%	5%	6%	0%	14%	0%	0%
回答者数(人)	332		195		3	6	()

障がい児のニーズ(将来必要なサービス) について

(第3期岐阜県障がい者総合支援プランの (策定に向けた障がい児のニーズ調査より)

○第3期岐阜県障がい者総合支援プランにおける施設入所者数の設定等の見通しを立てる ため、県下の特別支援学校に通う児童生徒の保護者に対するアンケート調査を実施した。

・実施方法:特別支援学校を通して、児童生徒の保護者に調査票を配布し、記入を求めた。 ・対象者:特別支援学校に通う児童生徒の保護者 ・調査時期:令和元年12月11日~令和2年1月31日 ・回答者数:配布先人数2,569人 回答者数 1,807人(回収率70.3%)

							(単位:人)	
幼稚部(聾学校)	小当	学部	中等	幹部	高等部		
1年	5	1年	99	1年	121	1年	285	
2年	4	2年	113	2年	102	2年	278	
3年	3	3年	104	3年	136	3年	280	
		4年	100					
		5年	90					
		6年	78					
計	12	計	584	計	359	計	843	
	不	明					9	
総計							1,807	

障がいの種別ごとの保護者のニーズ(卒業後及び将来に必要として望むサービス)を次に示す。

全体集計

- ◎ 小・中学部では、6割以上の保護者が将来、入所施設を望んでいるが、高等部では40%に低下し、グループホームを望む保護者(44%)の方が多くなる。
- ◆今後望むサービス ※「卒業後」…特別支援学校卒業後、「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

支援(サービス)の内容	i	†	幼稚	幼稚部		小学部		中学部		部
文版(リーレス)の内台	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来
いつでも相談できる場所や人	65%	65%	92%	92%	65%	62%	64%	61%	65%	68%
ひとり暮らしの体験や練習	32%	31%	33%	33%	31%	31%	30%	28%	34%	33%
緊急時に受け入れてくれるところ	45%	38%	0%	8%	58%	47%	54%	40%	33%	32%
養護者の休息のための受け入れ	40%	26%	0%	8%	58%	35%	47%	30%	26%	19%
グループホーム	37%	50%	0%	0%	42%	57%	41%	57%	32%	44%
入所施設	35%	52%	0%	8%	43%	66%	42%	60%	26%	40%
居宅介護等の訪問支援	21%	30%	17%	25%	28%	32%	25%	28%	15%	28%
通所の生活介護	28%	20%	17%	8%	40%	27%	36%	24%	16%	13%
通所の就労系事業所	58%	47%	58%	83%	63%	51%	58%	44%	53%	45%
移動支援の事業所	33%	31%	0%	0%	37%	36%	42%	38%	26%	25%
その他	6%	4%	0%	0%	5%	3%	5%	4%	6%	5%
回答者数(人)		1,798		12		584		359		843

(複数回答あり)

全体集計(施設入所児のみを抜粋)

- ◎ 小・中学部では、8割前後の保護者が将来、入所施設を望んでいるが、高等部では45%に低下し、グループホームを望む保護者(55%)の方が多くなる。
- ◆今後望むサービス ※「卒業後」…特別支援学校卒業後、「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

支援(サービス)の内容	Ē	†	幼科	推部	小学部		中学部		高等部	
又版(リーレス)の内合	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来
いつでも相談できる場所や人	67%	71%	1	1	59%	59%	67%	78%	70%	73%
ひとり暮らしの体験や練習	19%	15%	-	ı	12%	6%	22%	11%	20%	20%
緊急時に受け入れてくれるところ	35%	33%	-	_	41%	24%	44%	39%	30%	34%
養護者の休息のための受け入れ	20%	16%	-	-	18%	6%	28%	22%	18%	18%
グループホーム	35%	48%	-	ı	24%	53%	17%	28%	48%	55%
入所施設	51%	61%	_	-	71%	82%	67%	78%	36%	45%
居宅介護等の訪問支援	25%	18%	-	-	29%	12%	22%	22%	25%	18%
通所の生活介護	9%	4%	-	_	18%	6%	11%	11%	5%	0%
通所の就労系事業所	34%	22%	-	-	41%	24%	28%	17%	34%	23%
移動支援の事業所	30%	29%	-	ı	24%	24%	39%	50%	30%	23%
その他	6%	8%	-	_	6%	12%	0%	0%	9%	9%
回答者数(人)		79		0		17		18		44

注: 本表回答者に係る入所施設は障害児入所施設のほか児童養護施設等の児童福祉施設を含む。

知的障がいのある児童生徒

- ◎ 小・中学部では、7割前後の保護者が将来、入所施設を望んでいるが、高等部では45%に低下し、グループホームを望む保護者(50%)の方が多くなる。
- ◆今後望むサービス ※「卒業後」…特別支援学校卒業後、「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

支援(サービス)の内容	Ē	t	幼科	語	小学部		中学部		高等部	
文版(リーロス)の内台	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来
いつでも相談できる場所や人	64%	64%	1	-	67%	61%	60%	59%	64%	68%
ひとり暮らしの体験や練習	32%	30%	-	ı	30%	31%	30%	26%	34%	32%
緊急時に受け入れてくれるところ	49%	41%	1	1	60%	50%	62%	42%	36%	34%
養護者の休息のための受け入れ	45%	29%	-	ı	61%	37%	53%	33%	30%	22%
グループホーム	43%	58%	1	1	48%	65%	47%	63%	38%	50%
入所施設	40%	58%	1	-	48%	71%	47%	66%	30%	45%
居宅介護等の訪問支援	22%	29%	-	ı	28%	32%	25%	27%	17%	28%
通所の生活介護	32%	21%	1	ı	44%	29%	42%	25%	18%	14%
通所の就労系事業所	59%	47%	1	1	66%	54%	58%	43%	53%	44%
移動支援の事業所	35%	33%	-	ı	40%	38%	44%	38%	28%	27%
その他	6%	3%	_	ı	4%	3%	5%	3%	7%	4%
回答者数(人)		1,263		0		433		260		570

(複数回答あり)

発達障がいのある児童生徒

- ◎ どの時点(幼稚部及び小学部の「将来」を除く)においても、入所施設よりグループホームを望む保護者の方がやや多い。
- ◆今後望むサービス ※「卒業後」…特別支援学校卒業後、「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

支援(サービス)の内容	計		幼稚部		小学部		中学部		高等部	
文版(リーロス)の内台	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来
いつでも相談できる場所や人	67%	65%	100%	100%	66%	61%	68%	61%	67%	70%
ひとり暮らしの体験や練習	37%	36%	100%	100%	35%	34%	31%	30%	41%	39%
緊急時に受け入れてくれるところ	48%	40%	0%	100%	62%	48%	51%	39%	38%	35%
養護者の休息のための受け入れ	42%	29%	0%	100%	58%	40%	45%	25%	29%	22%
グループホーム	42%	57%	0%	0%	48%	66%	45%	59%	37%	51%
入所施設	36%	55%	0%	0%	44%	68%	41%	56%	29%	45%
居宅介護等の訪問支援	20%	32%	100%	100%	25%	36%	16%	25%	18%	33%
通所の生活介護	27%	21%	100%	100%	39%	29%	29%	20%	18%	16%
通所の就労系事業所	64%	52%	100%	100%	70%	57%	63%	48%	60%	50%
移動支援の事業所	34%	32%	0%	0%	39%	37%	37%	34%	29%	28%
その他	5%	4%	0%	0%	5%	4%	1%	1%	6%	5%
回答者数(人)		839		1		283		155		400

身体障がいのある児童生徒

◎ どの時点(幼稚部を除く)においても、グループホームより入所施設を望む保護者の方が多い。

◆今後望むサービス ※「卒業後」…特別支援学校卒業後、「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

支援(サービス)の内容		†	幼科	誰部	小岩	部	中学	部	高等	宇部
	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来
いつでも相談できる場所や人	59%	60%	88%	100%	58%	63%	65%	56%	55%	58%
ひとり暮らしの体験や練習	21%	21%	38%	50%	20%	23%	19%	16%	25%	20%
緊急時に受け入れてくれるところ	50%	40%	0%	13%	55%	46%	55%	40%	41%	32%
養護者の休息のための受け入れ	50%	32%	0%	13%	59%	36%	57%	33%	36%	25%
グループホーム	29%	39%	0%	0%	32%	43%	27%	39%	29%	34%
入所施設	39%	61%	0%	13%	41%	69%	41%	63%	35%	52%
居宅介護等の訪問支援	31%	30%	25%	38%	36%	33%	35%	27%	21%	28%
通所の生活介護	46%	27%	25%	13%	51%	33%	51%	28%	36%	18%
通所の就労系事業所	43%	35%	63%	100%	48%	40%	41%	24%	36%	34%
移動支援の事業所	38%	33%	0%	0%	36%	34%	44%	36%	38%	31%
その他	9%	4%	0%	0%	8%	2%	8%	6%	11%	7%
回答者数(人)		506		8		217		124		157

障がい福祉に関するアンケート調査結果

Ι 調査の概要

1 調查目的

県では、「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン(平成30~令和2年度)」に基づく 各種施策を実施し、「人にやさしい岐阜県づくり」を目指しています。

障がい福祉に対する県民の皆さんの意識を把握し、今後の障がい福祉行政の参考と するとともに、上記プランの改訂の参考とするため、アンケート調査を実施しました。

2 調査対象など

○調査対象

県政モニター836人(うちインターネットモニター507人)

○調査方法

郵送及びインターネット

○調査機関

令和2年7月14日~7月31日

○回収結果

744人(回収率89.0%)

構成比はパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。 そのため、合計が100%にならない場合があります。

3 結果概要

○障がいを理由とする差別や偏見について 障がいを理由とする差別が「ある」「少しはある」が合わせて 92.7%となった。

○県が力を入れるべき共生社会実現に向けた取組みについて

他の選択肢に比べ、「障がいに関する理解の促進」が 75.5% と最も高い結果となった。 他方、「共生社会の実現に向け、県民の模範となる活動を行った個人や団体の表彰」は 24.7%にとどまった。

○障がいのある人にとっての住みやすさについて

「どちらともいえない」が最も多く 42.3%、次いで「おおむねそう思う」が 20.8% となった。なお、「そう思う」「おおむねそう思う」を合せた割合は 26.4%となった。

○県が力を入れるべき障がい福祉行政について

「道路・交通・建物のバリアフリー化」(63.0%)、「障がいのある子どもやその親に対する支援の充実」(62.0%)、「障がい者の就労支援の推進」(61.6%)、「障がいに関する理解啓発や障がい者差別の解消」(59.4%)が高い結果となった。

4 回答属性

(1) 性別

区分	人数(人)	割合 (%)
男性	341	45.8%
女性	402	54.0%
無回答	1	0.1%
計	744	100.0%

(2) 年代別

区 分	人数(人)	割合 (%)
10 歳代	7	0.9%
20 歳代	94	12.6%
30 歳代	123	16.5%
40 歳代	151	20.3%
50 歳代	142	19.1%
60 歳代	134	18.0%
70 歳代以上	92	12.4%
無回答	1	0.1%
計	744	100.0%

(3) 居住圏域別

区 分	人数(人)	割合 (%)
岐阜圏域	367	49.3%
西濃圏域	123	16.5%
中濃圏域	135	18.1%
東濃圏域	95	12.8%
飛騨圏域	23	3.1%
無回答	1	0.1%
計	449	100.0%

Ⅱ 調査結果

問1 あなたは、障がいがある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見が社会にある と思いますか。

区 分	人数(人)	割合 (%)
ある	394	53.0%
少しはある	295	39. 7%
ない	27	3.6%
わからない	24	3.2%
無回答	4	0. 5%
計	744	100.0%

- 問2 国では、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。
- この法律では、障がいのある方に対して、行政機関(国・都道府県・市町村)や民間事業者(会社やお店等)による「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について定められています。

あなたは、この法律をご存じですか。

区 分	人数 (人)	割合 (%)
内容を含めて知っている	146	19.6%
名前は知っている	264	35. 5%
内容も名前も知らない	330	44.4%
無回答	4	0.5%
計	744	100.0%

問3 県では、平成28年4月に「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を施行し、共生社会実現に向けた取組みを進めています。このうち、あなたが力を入れる必要があると思うものは何ですか。(複数回答 回答者738人)

区分	人数(人)	割合 (%)
障がいに関する理解の促進	557	75. 5%
障がいに関する教育機会の充実	482	65. 3%
幼い頃からの障がいのある人とない人との交流の促進	472	64.0%
共生社会の実現に向け、県民の模範となる活動を行った個 人や団体の表彰	182	24. 7%
わからない	31	4.2%
その他	31	4.2%
計	1755	

【「その他」の主な回答】

- ・バリアフリーからユニバーサルデザインへの県民の意識変革の取り組み
- ・障がいのある人が個性を生かして輝ける場の創出
- ・障がい者またはその家族が地域社会へ積極的に意見できる環境 等

問4 あなたは、岐阜県は障がいのある人にとって住みやすい県だと思いますか。

区 分	人数(人)	割合 (%)
そう思う	42	5. 6%
おおむねそう思う	155	20. 8%
どちらともいえない	315	42.3%
あまりそう思わない	88	11.8%
全くそう思わない	16	2. 2%
わからない	123	16. 5%
無回答	5	0. 7%
計	744	

問5 障がい福祉行政について、あなたが、今後もっと力を入れる必要があると思うものは何ですか。(複数回答 回答者 737 人)

区 分	人数(人)	割合 (%)
障がいに関する理解啓発や障がい者差別解消	438	59.4%
障がいのある子どもやその親に対する支援の充実	457	62.0%
災害発生時における障がい者の避難対策等の強化	329	44.6%
障がい者の高齢化に対する取組みの強化	339	46.0%
特別支援教育の充実	271	36.8%
障がい者のスポーツや芸術の推進	182	24. 7%
道路・交通・建物のバリアフリー化	464	63.0%
障がい者の就労支援の推進	454	61.6%
特にない (わからない)	21	2.8%
その他	19	2.6%
計	2974	

【「その他」の主な回答】

- ・地域で自立するためのハード面の資源の充実 (グループホームを増やすなど)
- ・障がいの有無にかかわらず、生活しやすい環境作り 等

問6 あなたは、災害発生時(備えを含む)に障がいのある人のためにどのような支援ができると思いますか。

区 分	人数(人)	割合 (%)
日頃の声掛けなどによる見守り	367	49. 7%
町内会などの場における支援方法などの話し合い	228	30. 9%
防災訓練への参加の呼びかけ	158	21. 4%
家財の転倒防止器具の取り付けなどの手伝い	103	14.0%
災害時の避難支援 (避難所までの誘導)	326	44. 2%
避難生活時における障がいのある方への配慮	373	50. 5%
障がいに関する知識の修得	272	36. 9%
特にない(わからない)	38	5. 1%
その他	8	1. 1%
計	1873	

【「その他」の主な回答】

- ・どんな障がいを持つ方がいるか、どこに住んでいるかの把握
- ・避難時の道順・水位の程度により避難者すべてが同等な環境で避難できるか疑問があ り、障がい者を交えて実態を再検証する必要があると思う。 等

問りのあなたは「ヘルプマーク」をご存じですか。

_		
区 分	人数(人)	割合 (%)
意味も含めて知っている	523	70.3%
名前は知っている	138	18.5%
名前も意味も知らない	77	10.3%
無回答	6	0.8%
計	744	100.0%

岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例

平成28年3月29日岐阜県条例第38号

豊かな森を源として県内をあまねく流れる「清流」は、美しい自然や伝統的な文化を育くんできただけでなく、里や街、人と人とをつなぎ、地域の絆(きずな)を深め、障害のある人もない人も共に生きる社会を徐々に育んできた。

さらに、ぎふ清流大会においては、障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や障害を乗り越えて懸命に頑張る姿が、県民に感動を与えるとともに、県民総参加による地域の絆づくりの取組が、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりをさらに推し進める契機となった。

しかしながら、障害のある人の社会参加が進む中、今なお障害を理由とする差別や社会 的障壁が存在することも事実である。

こうした状況を踏まえ、障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進することはもちろん、さらに一歩進んで、障害のある人とない人とが積極的に交流する機会を幼児期から増やし、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりを進めていかなければならない。

このため、障害のある人への誤解や偏見を無くしていくよう、教育や普及啓発、交流の機会の創出等に、県、障害者関係団体、市町村、県民及び事業者が、それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携して、又は一体となって取り組む必要がある。

ここに、全ての県民のために、障害を理由とする差別を解消するとともに、一人ひとり の違いを認め合い、かけがえのない個人として尊重し合い、障害のある人もない人も共に 生きる清流の国づくりを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害のある人に対する理解を深めることその他の障害を理由とする 差別を解消するための取組及び障害のある人と障害のない人との交流を促進するための 取組について、基本理念を定め、県の責務並びに障害者関係団体、市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、これらの取組 に係る施策を総合的に推進することにより、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人も障害のない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会(以下「共生社会」という。)の実現を図り、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害のある人」とは、障害がある者であって、障害及び社会 的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをい う。

- 2 この条例において「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) その他の心身の機能の障害をいう。
- 3 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活 を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを いう。

(基本理念)

- 第3条 共生社会の実現は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次の事項を旨として図られなければならない。
 - 一 全ての障害のある人は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機 会が確保されること。
 - 二 全ての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、 地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。
 - 三 全ての障害のある人は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
 - 四 障害を理由とする差別及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。
 - 五 県内に暮らす障害のある人の生活だけでなく、県外から訪れる障害のある人の過ご しやすさにも配慮されること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための施策(以下「共生社会実現施策」という。)を総合的かつ主体的に策定し、及び実施する責務を有する。

(障害者関係団体の役割)

- 第5条 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人の意見を聴き、必要に応じ、県及び市町村に対し必要な措置を講ずるよう要請することその他の共生社会を実現するために必要な障害のある人に対する支援を行うよう努めるものとする。
- 2 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるための 啓発を行うとともに、県、市町村又は他の障害者関係団体が実施する共生社会実現施策 又は障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進によ る共生社会を実現するための取組について協力するよう努めるものとする。

(市町村及び障害者関係団体との連携等)

第6条 県は、市町村が独自の工夫により、共生社会実現施策を実施する場合は、市町村と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 県は、障害者関係団体が前条第二項の取組を実施する場合は、障害者関係団体と連携 して共生社会実現施策を推進するとともに、その活動に関する普及啓発その他の必要な 施策を講ずるものとする。
- 3 県は、前二項に規定する市町村及び障害者関係団体と連携し、又は一体となって共生 社会実現施策を推進するものとする。

(県民の役割)

- 第7条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、社会的障壁があると感じた場合は、周囲の人に対してそれを積極的に伝えるよう努めるものとする。
- 2 県民は、基本理念にのっとり、県、障害者関係団体又は市町村が実施する共生社会実 現施策又は第五条第二項の取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第8条 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努める ものとする。
- 2 事業者は、障害のある人の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用 の場を与えるとともに、雇用環境の整備その他適正な雇用管理を行うことによりその雇 用の安定を図るよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

第9条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利 利益を侵害する行為をしてはならない。

第3章 共生社会実現施策

(県民会議)

第10条 県は、共生社会実現施策に広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを 実施するため、県民会議を設置する。

(啓発等)

第11条 県は、県民の基本理念に対する関心と理解を深めるとともに、白杖(じょう)(道路交通法(昭和35年法律第105号)第14条第1項に規定する目が見えない者が携えるつえをいう。)、障害のある人に関する記号(障害のある人が利用できる建物、施設であることを表すための記号その他の障害のある人に関する事項を表示するための記号をいう。)その他の障害のある人に対する理解を深めることに資する知識の普及を図るため、必要な啓発を行うものとする。

(教育の充実)

第12条 県は、学校教育において、障害のある人に対する理解の促進が図られるよう努め るものとする。

(交流の促進)

第13条 県は、障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、幼児期から互いの交流を促進するものとし、保育所、学校、地域その他のあらゆる場所において交流の機会の拡大及び充実を図るよう努めるものとする。

(顕彰)

第14条 県は、共生社会の実現のため、県民の模範となる行為をしたと認められる障害者 関係団体その他の団体、県民及び事業者を顕彰するものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、共生社会実現施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努め るものとする。

附 則 (平成 30 年 3 月 22 日条例第 39 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手 段の利用の促進に関する条例

平成30年3月22日岐阜県条例第39号

手話が言語であることは、障害者の権利に関する条約において世界的に認められており、 わが国においても障害者基本法において明らかにされている。

岐阜県においても、全ての県民が、障害を理由とする差別を受けず、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない個人として尊重し合い、障害のある人もない人も共に生きることができる社会を目指して、平成28年3月、岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例を制定し、手話を言語として位置づけた。

同条例では、基本理念として、全ての障害のある人が手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られなければならないとされたところである。

その理念を具現化するためには、手話が言語として認められた歴史的背景を踏まえた手話に対する県民の理解と、地域社会全体における普及促進が必要である。さらに、全ての障害のある人が、それぞれの障害の特性に応じた手段により意思疎通を図ることができるよう、その手段の普及、利用環境の整備及び県民の理解促進を図るための具体的な取組を定めるため、本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務、県民、事業者並びに障害のある人、障害者関係団体及び支援者(以下「障害のある人等」という。)の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要となる基本的事項を定めることにより、県民の手話及び障害のある人に対する理解の促進を図り、もって障害のある人もない人も分け隔てなくともに安心して暮らせる社会及び障害のある人がその意欲と能力に応じて活躍できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - 一 障害のある人 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例 (平成 28 年岐阜県条例第 38 号) 第 2 条第 1 項に規定する障害のある人をいう。
 - 二 手話 ろう者(盲ろう者を含む。以下同じ。)が情報を取得し、その意思を表示し、他人との意思疎通を図り、及び思考をするための手段として、手若しくは指の動き又は表情等により視覚的に表現される独自の語彙及び文法体系を有する言語をいう。

- 三 手話言語の普及 手話が言語の一つであることを普及することをいう。
- 四 意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、点訳、音訳、筆談、代読、代筆その他の障害のある人が他者との意思疎通を図るための手段(障害のある人の意思疎通を補助するための手段を含む。)をいう。
- 五 支援者 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳又は介助、点訳又は音訳を行う者 その他の障害のある人の意思疎通を支援する者をいう。

(基本理念)

- 第3条 手話言語の普及は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する言語であるとともに、 ろう者が日常生活及び社会生活を営むために創意工夫し、受け継いできた文化的所産で あるという認識の下に行われるものとする。
- 2 意思疎通手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に意思 を伝え、理解し、及び尊重し合うために、それぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段 を利用することの必要性を認めることにより行われるものとする。

(県の責務)

- 第4条 県は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する言語であるとの認識が県民に広く 共有されるよう、県民の手話に関する理解の促進に努めるものとする。
- 2 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害の特性 に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備を推進し、意思疎通手段を利用する上 で障壁となるものの除去について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、障害のある人等の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるよう努めるものとする。

(市町村その他の関係機関との連携)

第5条 県は、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備の推進及び基本理念に対する県民の理解の促進に当たっては、市町村その他の関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

(県民の役割)

- 第6条 県民は、基本理念にのっとり、意思疎通手段の理解を深めるよう努めるものとする。
- 2 県民は、基本理念にのっとり、県、市町村又は障害のある人等が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、県が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対しサービスを提供するとき又は障害のある人を雇用するときは、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(障害のある人等の役割)

- 第8条 障害のある人等は、県の施策に協力し、主体的かつ自主的に、基本理念に対する 県民の理解の促進及び意思疎通手段の普及に努めるものとする。
- 2 障害のある人等は、意思疎通手段を利用する上で障壁があると感じた場合は、それを 周囲の人に積極的に伝えるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策の推進

(計画等)

第9条 県は、障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、障害の特性に応じた意思疎通手段に関する基本的施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するとともに、基本的施策の推進にあたっては、障害のある人等と連携して推進するための体制を整備するものとする。

(情報の取得等におけるバリアフリー化等)

- 第10条 県は、障害のある人が県政に関する情報を円滑に取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報の発信に努めるものとする。
- 2 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害のある人が災害その他の非常の事態に おいて、障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を 速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう必要な措 置を講ずるよう努めるものとする。

(人材育成等)

第11条 県は、必要な支援者が確保されるよう、市町村その他の関係機関と協力し、支援 者及びその指導者の育成に努めるとともに、障害のある人が支援者の派遣等による意思 疎通の支援を適切に受けることができる体制の整備に努めるものとする。

(意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保)

第12条 県は、県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、市町村その他の関係機関と協力し、意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保に努めるものとする。

(学校の設置者の取組)

- 第13条 県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進に努めるものとする。
- 2 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を必要とする児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)が通学する学校の設置者は、児童等が必要な意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めるとともに、当該学校の教職員の意思疎通手段に関する知識及び技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 児童等が通学する学校の設置者は、児童等の保護者からの学校における意思疎通手段 の利用に関する相談への対応及び支援を行うよう努めるものとする。

(事業者への協力)

第14条 県は、事業者が障害のある人に対しサービスを提供するとき又は障害のある人を 雇用するときにおいて、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮 を行うための取組に対し、必要な協力を行うよう努めるものとする。

(意思疎通手段に関する調査研究)

第15条 県は、障害のある人等が行う意思疎通手段の発展のための調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、基本的施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるもの とする

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

岐阜県障害者施策推進協議会条例

昭和47年3月31日岐阜県条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定により、 岐阜県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な 事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。
 - 一 関係行政機関の職員
 - 二 学識経験を有する者
 - 三 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第3条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会 に諮つて定める。

附則抄

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県障害者施策推進協議会委員名簿

(令和3年2月現在)

区分	所 属	職名	氏 名	分 野	備考
学	岐阜大学教育学部	教 授	池谷 尚剛	教育	(会長)
	中部学院大学人間福祉学部	教 授	谷口真由美	福祉	
識	岐阜県相談支援事業者連絡協議会	副会長	熊崎 千晶	相 談 支 援	
	岐阜大学大学院医学系研究科	特 任 助 教	山本 崇裕	医療	
	(一社)岐阜県医師会	顧問	堀 部 廉	医療	
	岐 阜 県 議 会	厚生環境委員長	広 瀬 修	県議会(厚生環境)	
	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	会 長	岡本 敏美	身体障がい	
	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	副会長	溝口 広美	視覚障がい	
障	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	会 長	水野 義弘	聴覚障がい	
がい	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	理 事 長	長谷川 典彦	難 病 関 係	
者	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	会 長	日比奈緒美	身体障がい	
関係	岐阜県特別支援学校PTA連合会	会 長	永冶 善路	障がい児教育	
団	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	理 事 長	春 見 鉄 男	知 的 障 が い	
体	岐阜県知的障害者支援協会	会 長	田口 道治	知 的 障 が い	
	岐阜県自閉症協会	会 長	水野佐知子	発達障がい	
	(特非) 岐阜県精神保健福祉会連合会	理 事 長	服部 信子	精神障がい	
行	岐阜県特別支援学校校長会	会 長	和田 俊人	教育	
政	西濃障害者就業・生活支援センター	所 長	山下美智恵	就	
.,,	岐阜県市長会	大垣市健康福祉部長	三浦 健二	市町村行政	
	岐阜県町村会	輪之内町福祉課長	伊藤 早苗	市町村行政	

(敬称略、順不同)

岐阜県障がい者総合支援懇話会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について会議を行うため「岐阜県障がい者総合支援懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員17人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、関係機関等から、健康福祉部長が選任した者とする。

(座長)

- 第4条 懇話会に座長を置き、岐阜県障害福祉課長をもって充てる。
- 2 座長は、会務を総理する。

(会議)

- 第5条 懇話会の会議は座長が招集する。
- 2 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。
- 3 懇話会は、課題等に応じ専門部会を設置することができる。

(圏域協議会との連携)

- 第6条 懇話会には、各障害保健福祉圏域ごとに支部(以下「圏域支部」という。)を置く。
- 2 圏域支部は、各県事務所(岐阜圏域にあっては岐阜地域福祉事務所)に設置された圏 域協議会等をもって充てる。
- 3 圏域支部の組織及び運営に関する事項は、圏域支部において別に定める。
- 4 圏域支部は、地域協議会と連携し、地域の協議事項等をまとめ、懇話会へ協議または 報告することができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。

2 事務局は、必要に応じて関係する本庁各課及び現地機関等を招集し、障害福祉課長の主宰により事務局会議を開催する。

(連携)

第8条 懇話会は、県内における障がい者施策の推進について、障害者基本法(昭和45年 法律第84号)第26条第3項の規定に基づき設置された岐阜県障害者施策推進協議会と 連携し、運営するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 抄

- 1 この要綱は、平成25年7月24日から施行する。
- 2 略

岐阜県障がい者総合支援懇話会委員名簿

(令和3年2月現在)

		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
役 職	氏 名	備 考 (分野)
障がい者相談支援特別アドバイザー	大西 鈴彦	相談体制支援
東濃障がい者就業・生活支援センター 所長	藏前 芳勝	就労・生活支援
岐阜労働局職業安定部職業対策課長	森崎 泰行	就労支援
国立病院機構長良医療センター 療育指導室 室長	藤森 豊	重心児(者)支援
障がい者相談支援特別アドバイザー	浅岡 直之	相談体制支援
岐阜県知的障害者支援協会 会長	田口 道治	知的障がい者支援
地域活動支援センター ふなぶせ 総合施設長	森 敏幸	精神障がい者支援
発達障がい地域支援マネージャー	中野たみ子	発達障がい児支援
岐阜県難病団体連絡協議会 相談員	白木 裕子	難病支援
岐阜市 障がい福祉課 課長	真鍋 晃	行政関係(市)
大垣市 障がい福祉課 課長	大澤 一弘	行政関係(市)
輪之内町 福祉課 課長	伊藤 早苗	行政関係(町村)
岐阜県特別支援学校長会 会長 (関特別支援学校長)	和田 俊人	教育関係
岐阜県身体障害者福祉協会事務局 課長	小川 剛矢	当事者等
岐阜県手をつなぐ育成会 副理事長	田中 真澄	当事者等
岐阜市あけぼの会 副会長	服部 信子	当事者等

(敬称略、順不同)

事務局(第7条関係)

所 属 ・ 役 職	備考
障害福祉課 課長	障がい福祉(身体・知的)
保健医療課 課長	障がい福祉(精神)、難病
医療福祉連携推進課 課長	障がい福祉(医療)
岐阜地域福祉事務所福祉課 課長	岐阜圏域
西濃県事務所福祉課 課長	西濃圏域
揖斐県事務所福祉課 課長	西濃圏域
中濃県事務所福祉課 課長	中濃圏域
可茂県事務所福祉課 課長	中濃圏域
東濃県事務所福祉課 課長	東濃圏域
恵那県事務所福祉課 課長	東濃圏域
飛騨県事務所福祉課 課長	飛騨圏域

事務局(事務局会議関係機関)

所 属 ・ 役 職	備考
労働雇用課 課長	障がい者雇用
地域福祉課 課長	地域福祉、人材育成
特別支援教育課 課長	教育
岐阜保健所健康増進課 課長	障がい福祉(精神)、難病
中央こども相談センター判定課長	障がい児支援
身体障害者更生相談所 所長	身障更生相談
知的障害者更生相談所 相談判定課長	知的更生相談
兼精神保健福祉センター 審査課長	精神保健福祉
希望が丘こども医療福祉センター 副所長兼事務局長	医療 発達障がい支援

計画の策定経過

令和元年 7~12月	□ 第3期岐阜県障がい者総合支援プランの策定に向けた障がい者の ニーズ調査の実施
令和元年 12 月 ~令和 2 年 1 月	□ 第3期岐阜県障がい者総合支援プランの策定に向けた障がい児の ニーズ調査の実施
令和2年 2月14日	□ 岐阜県障害者施策推進協議会 ・「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」の策定方法等(案)に ついて
令和2年 5月	□ 障害者支援施設に係る入所者・待機者の状況について照会
令和2年 5~8月	□ 県内障がい者団体への意見聴取

<意見聴取を行った団体>		(訪問日順)	
1	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	15	岐阜県重症心身障害児(者)を守る会
2	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	16	岐阜睦声会
3	(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会	17	(特非)ぎふ難聴者協会
4	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	18	(特非)障害者自立センターつっかいぼう
5	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	19	岐阜県言語障害児をもつ親の会
6	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	20	東海地区遷延性意識障害者と家族の会「ひまわり」
7	(一社)岐阜県知的障害者支援協会	21	(一社)日本精神科看護協会岐阜県支部
8	岐阜県自閉症協会	22	精神障害者社会福祉専門施設
9	岐阜県特別支援学校PTA連合会	23	岐阜県筋ジストロフィー協会
10	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	24	岐阜県障害福祉事業所連絡会
11	岐阜県失語症友の会	25	岐阜県脊髄損傷者協会
12	頸髄損傷者連絡会・岐阜	26	(社福)岐阜アソシア
13	岐阜県精神障害者作業所交流会	27	岐阜盲ろう者友の会
14	岐阜県精神科病院協会	28	岐阜県身体障害者福祉施設協議会

令和2年 7月 「障がい福祉に関するアンケート調査」(県政モニター)の実施 (1)調査対象 県政モニター (836人) (2) 主な調査項目 ・障がいを理由とする差別や偏見について ・県が力を入れるべき共生社会実現に向けた取組みについて 障がいのある人にとっての住みやすさについて ・県が力を入れるべき障がい福祉行政について □ 有識者への意見聴取 令和2年 8~9月 □ 岐阜県障害者施策推進協議会 令和2年9月2日 ・第3期岐阜県障がい者総合支援プラン(骨子案)を協議 □ 岐阜県障がい者総合支援懇話会 令和2年9月9日 第3期岐阜県障がい者総合支援プラン(骨子案)を協議 □ 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会 令和2年9~10月 (中間報告第1回目) □ 市町村への意見照会 令和2年11~12月 ・第3期岐阜県障がい者総合支援プラン(素案)に対する意見 □ 岐阜県障害者施策推進協議会 令和2年11月27日 第3期岐阜県障がい者総合支援プラン(素案)を協議 □ 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会 令和2年12月 (中間報告第2回目) □ パブリック・コメントの実施 令和2年12月~ インターネットによるプラン(案)の公表 令和3年1月 □ 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会(確定報告) 令和3年1月 □ 岐阜県障がい者総合支援懇話会 令和3年2月15日 ・岐阜県障がい者総合支援プランの策定について □ 岐阜県障害者施策推進協議会 令和3年2月24日 第3期岐阜県障がい者総合支援プラン(最終案)を報告

用語解説

あ

■アビリンピック

「アビリンピック」(ABILYMPICS) は、「アビリティ」(ABILITY:能力)と「オリンピック」(OLYMPICS)を合わせた造語です。アビリンピックは、障がいのある方々が、日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障がいのある方々に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

1

■医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態に ある障がい児です。

■医療型障害児入所施設

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の 付与を行う「障害児入所施設」の類型の1つです。

障害児入所施設には、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があり、医療型障害児入所施設では、疾病の治療、看護、医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護、日常生活上の相談支援、助言、身体能力や日常生活能力の維持・向上のための訓練、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、コミュニケーション支援などを行います。

■インクルーシブ教育システム

障がいの有無に関係なく、全ての子どもを対象として、学校や地域社会が個々の子ども のニーズに対応して行う教育のことです。

う

■ウェブアクセシビリティ

特に高齢者や障がい者など、ホームページの利用になんらかの制約があったり、または 利用に不慣れな人を含めて、誰もがホームページで提供されている情報やサービスを支障 なく利用できることを言います。

え

■SST

"Social Skills Training" の略で、集団行動、仲間関係、コミュニケーションなど、

社会生活上の基本的な技能を身に付けるための学習のことです。

■SOS シグナル

視覚に障がいのある方が白い杖を垂直に頭上に上げて、周囲に助けを求めるサインのことです。街や駅などでこのSOSシグナルを見かけたときは積極的に声を掛けましょう。

■エスコートゾーン

道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性を向上させるために、横断歩道上に設置され、視覚障がい者が横断時に横断方向の手がかりとする突起対の列のことです。

お

■音声機能障がい

喉頭摘出等により音声機能の喪失により、音声を全く発することができなくなる、又は、 音声機能に著しい障がいがあり、音声を用いた意思疎通が著しく困難となる障がいのこと です。

■音訳奉仕員

本、雑誌、新聞、その他文章を、晴眼者(目の見える方)が視覚障がいがある人たち等の代わりに朗読し、テープやCDに録音したものを通して情報提供するボランティアのことです。

き

■基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関の事で、身体障がい者、知的障がい者 及び精神障がい者の相談を総合的に行います。各市町村が設置することができます。

■ 共 生 型 サービス

デイサービスなどについて、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に、平成30年4月1日から新たに位置付けられたものです。

介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなり、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用し続けることができるようになります。

■強度行動障がい

直接的な他害(噛み付き、頭突き等)や、間接的な他害(睡眠の乱れ、同一性の保持等)、 自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態をいいます。障がい特性(コ ミュニケーションの苦手さや感覚の過敏性など)に環境がうまく合っていないことが、人 や場に対する嫌悪感や不信感を高め、行動障がいをより強いものにしてしまいます。

<

■グループホーム(共同生活援助)

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、単身での生活が困難な障がいのある人が共同して自立した生活を営む場として位置づけられているものです。

グループホームでは、金銭管理や相談等の支援、また、必要な人に対しては食事や入浴等 の介護を行うこととしています。

従来は、介護が必要な人が利用するケアホームと、介護が必要ない人が利用するグループホームとに分かれていましたが、今後、障がい者の高齢化・重度化が進展し、介護が必要な障がい者のグループホームの新規入居や、入居後に介護が必要となるケースの増加が見込まれることから、平成26年度の障害者総合支援法の施行により、ケアホームがグループホームへ一元化されました。

け

■ゲートキーパー

心理、社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人など、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわる人のことです。

J

■高次脳機能障がい

病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたす病態です。先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障がい、進行性の変性疾患によるものは除外します。

■行動援護

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、行動上著 しい困難を有する知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、外出時において 同行し、移動に必要な支援等を行うサービスのことです。

■高等特別支援学校

知的障がいの程度が軽度である生徒の潜在的な社会的・職業的自立能力を最大限まで引き伸ばし、一人一人の適性や希望に応じた進路を実現するための新しいタイプの特別支援学校です。高等部のみの学校で、職業教育に特化した専門学科を設置します。

■合理的配慮

障がいのある人等から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要と しているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

さ

■サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(訪問系サービスを除く)及び児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援を実施する事業者の指定に係る人員配置基準において、事業所ごとに必ず配置することとされている者のことです。

事業所において、サービスの質の向上を図るため、個々の利用者についての初期状態の 把握(アセスメント)や個別支援計画の作成、定期的な評価(モニタリング)などの一連 のサービス提供プロセス全般に関する責任を担う者です。

■サービス等利用計画

ケアマネジメント手法を活用し、障がいのある人のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるために必要な支援を記述した計画のことです。

■災害図上訓練(DIG)

災害図上訓練「DIG (ディグ)」とはDisaster (災害)、Imagination (想像力)、Game (ゲーム)の略。地域の地図を活用し、災害が発生した場合を想定して、地域住民である参加者が、イメージトレーニング (机上訓練)をするものです。

■災害福祉広域支援ネットワーク

大規模災害に備えるため、福祉分野において、発災直後からの能動的・機動的な対応や 被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援 を行う仕組みのことです。

L

■COPD (慢性閉塞性肺疾患)

慢性閉塞性肺疾患(Chronic Obstructive Pulmonary Disease、以下「COPD」)とは、 有毒な粒子やガスの吸入による進行性の疾患であり、運動時の呼吸困難や慢性の咳・痰等 を伴います。主な原因は喫煙であり、他に粉塵や化学物質などがあります。

■CKD(慢性腎臓病)

慢性腎臓病 (Chronic Kidney Disease、以下「CKD」) とは、 糖尿病や高血圧症など のさまざまな要因により、腎臓の働きが慢性的に低下するものです、または、たんぱく尿

が出るなどの腎臓の異常が3か月以上続く状態です。

■失語症

脳梗塞や脳出血など脳卒中や、けがなどによって、大脳(たいていの人は左脳)の中にある、言葉を受け持っている「言語領域」という部分が傷ついたために、言葉がうまく使えなくなる状態をいいます。失語症になると、「話す」ことだけでなく、「聞く」「読む」「書く」ことも難しくなります。しかし、脳(左脳)の傷ついた場所の違いによって、「聞く」「話す」「読む」「書く」の障がいの重なり方や程度は異なり、失語症はいくつかのタイプに分類されています。

■失語症意思疎通支援者

所定の講習を受け、失語症者に対し、外出時など支援が必要な場面において、意思疎通 の支援を行う人のことを言います。

■児童発達支援管理責任者

かんりせきにんしゃ じどうはったっしぇんかんりせきにんしゃ →サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

■児童発達支援事業所

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

■自閉症

相互的な対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、興味や行動の偏り (こだわり)の3つの特徴をもつ障がいです。最近では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害」をまとめて「自閉症スペクトラム障害」と呼ぶことが多くなっています。

■自閉症・情緒障がい特別支援学級

自閉症(他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がい)や情緒障がい(状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態)のために、通常の学級での教育では十分に成果が期待できない子どもが在籍する特別支援学級のことを言います。

■社会的障壁

障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言います。

■周産期医療

妊娠後期(妊娠満22週)から早期新生児期(生後満7日未満)までの期間を周産期といいます。この時期は、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体や胎児、新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があります。この時期の母体や胎児、新生児について産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療を提供することで母子の健康を守るのが周産期医療です。

■重症心身障がい児(者)

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児(者) です。

■重度訪問介護

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、常時介護を要する身体に重度の障がいがある人、重度の知的障がいがある人又は重度の精神障がいがある人に対し、入浴等の介護や調理等の家事の援助のほか、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等を行うサービスです。

■就労移行支援

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、一般就労 等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力のために必要な訓練を行 うサービスです。

■就労継続支援

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、 就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する機関です。

■小児慢性特定疾病

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど、治療期間が長く、医療費負担が高額となるもののことです。

■ジョブコーチ

障がい者が職場に適応できるよう、職場に出向いて、障がい者が仕事に適応するための 支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う人のこと です。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の 従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言などを行います。

■身体障害者補助犬

盲導犬、介助犬及び聴導犬のことです。身体障がい者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬であり、法に基づく表示をつけています。また、人が立ち入ることのできるさまざまな場所で受け入れるよう義務づけられ

盲導犬…視覚障がいのある人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。

介助犬…肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートします。

聴導犬…聴覚障がいのある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導します。

す

ています。

■スペシャルオリンピックス

知的障がいのある人達に、日常的なスポーツトレーニングと、その成果の発表の場である競技会を、年間を通じて提供し、社会参加を応援する国際的なスポーツ組織です。

せ

■精神科救 急 医療システム

休日、夜間等における精神疾患の急激な発作や精神症状の悪化等により、緊急に精神科 治療を必要とする精神障がい者を対象に、適正かつ円滑な医療及び保護を図るシステムで す。

■成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度です。

■遷延性意識障がい

日本脳神経外科学会の定義によると、重度の昏睡状態を指す病状のことで、3か月以上、種々の治療にもかかわらず、次の6項目を満たす状態にある方です。

- (1) 自力移動が不可能である。
- (2) 自力摂食が不可能である。

- (3) 屎尿失禁状態にある。
- (4) 声を出しても意味のある発言がまったく不可能である。
- (5) 眼を開け、手を握れという簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意志疎通が不可能である。
- (6) 眼球はかろうじて物を追っても認識はできない。

そ

■相談支援専門員

県または市町村の指定を受けて相談支援事業を行う事業者が、事業所に必ず配置することとされている者です。

相談支援専門員は、利用者が地域で希望する自律した生活を維持・継続する上で生じる様々な生活の課題(ニーズ)に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決を達成する道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発を通じて、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図ることが役割として求められています。

た

■退院後生活環境相談員

平成 26 年 4 月 1 日に精神保健福祉法が改正され、医療保護入院を中心に制度が変わり、 精神科病院には「退院後生活環境相談員」の設置が義務づけられました。

認知症等で医療保護入院された方が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービス について、退院前から相談し、医療保護入院者が円滑に地域生活へ移行することができる よう、必要に応じ、「退院後生活環境相談員」が地域援助事業者(居宅介護事業者等)と連 携を図ることになりました。

5

■地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、都道府県及び市町村が主体となって実施される事業のことです。障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを事業の目的としています。

■地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです

■チャレンジトレーニング事業

障がい者を採用する意欲のある企業と、就労を望む障がい者の互いの理解不足解消、不 安解消及び障がい者の就職に向けた事前トレーニングとして、短期職場実習(10 日間)を 行います。

て

■DCAT

大災害時において、被災した高齢者や障がい者などの配慮が必要な方々が、避難所等で十分な福祉的支援を受けることができるよう、地域の福祉人材からなる派遣チームを構成、 避難所等へ派遣し、支援活動を行うチームです。(Disaster Care Assistance Team の略)

■点訳奉仕員

所定の講習を受けて点訳の技術を取得し、視覚障がい者のために点字の書籍や文書を作成するボランティアです。

لح

■同行援護事業

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、重度の視 覚障がいのある人に対し外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するほか、移動 に必要な支援等を行うサービスです。

■統合失調症

統合失調症は、幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患です。それに伴って、人々と 交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障がいを受け(生活の障がい)、「感覚・思考・ 行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい (病識の障がい)、という特徴を併せもっています。

■特定求職者雇用開発助成金

高年齢者や障がい者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する 労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部 を助成するものです。

■トライアル雇用

トライアル雇用とは、働いた経験が少ないことから、期間の定めのない雇用(常時雇用)での就職に不安のある方などが、常時雇用への移行を前提として、原則3か月間その企業で試用雇用として働いてみる制度です。

トライアル雇用の期間中は、仕事や企業について理解を深めることができ、また、労働 基準法などの法律が適用され賃金も支払われます。

■難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当 該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいいます。

難病のうち、以下の要件をすべて満たすものであって、患者に対する良質かつ適切な医 療の確保を図る必要性が高いとして厚生労働大臣が指定したものが、指定難病として医療 費助成の対象とされています。

- ・患者数が人口の0.1%程度に達しないこと
- ・診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること

平成25年4月から施行された障害者総合支援法においては、障がい者の定義に難病患者 等を追加して障害福祉サービス等の対象とし、新たに対象となる難病患者等は障害者手帳 の有無にかかわらず、必要に応じて障害支援区分の認定などの手続きを経たうえで、市町 村において必要と認められた障害福祉サービス等(障がい児にあっては、児童福祉法に基 づく障がい児支援)が利用できます。

■日常生活白立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域にお いて自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を 行う事業です。都道府県・指定都市社会福祉協議会を実施主体としています。(窓口業務等 は市町村の社会福祉協議会等により行われています。)

ね

■ Net119緊急通報システム

Net119 緊急通報システムは、音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が 円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。

スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊 をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置 情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を 確認する仕組みとなっています。

■ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが障がい者 (特に知的障がい者) の処遇に関して唱え、

北欧から世界に広まった障がい者福祉の最も重要な理念です。障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方です。

■ノンステップバス

誰でも乗降しやすいように、床を低くして乗降口の階段を極力なくしたバスのことです。 従来のバスとの違いは、ノンステップバスは、床下の機材を主に後方部分に集中させることで、床を地上から概ね30センチと低くし、乗降口にスロープ(渡り板)を付けることで 車いすも乗降できるようにしたものです。空気圧で車体を下げるニーリング(車高調整)装置がついているものもあります。

は

■パーキングパーミット制度

障がい者等用駐車スペースを利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者 に地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付する制度です。

■発達障がい

脳機能の発達が関係する生まれつきの障がいで、自閉症、アスペルガー症候群その他の 広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障が いであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

■発達障害者支援センター

発達障がい児者及びその家族等に対する相談支援、発達支援、就労支援及び関係機関に対する普及啓発や研修などを行う専門機関です。発達障がい児者とその家族が豊かな地域生活を送れるよう、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児者とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。

S

■ピアサポート

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援する活動です。

■避難所運営ゲーム(HUG)

Hinanzyo(避難所)Unei(運営)Game(ゲーム)の頭文字を取ったもので、英語で「抱きしめる」という意味を持っています。

避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立

てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応 していくかを模擬体験し、避難所運営を学ぶことができるものです。

S

■FAX110番

障がいのある人が警察へアクセスする際の困難を取り除くための対策の1つとして、全都道府県警察において行われている、FAXによる緊急通報の受理のことです。この他、Eメールによる緊急通報の受理(Eメール110番)も行われています。

■福祉避難所

災害時に、一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障がいのある方などといった、 特別な配慮を必要とする人が安心して避難できるように開設される避難所です。市町村に おいて社会福祉法人等の協力を得て、高齢者福祉施設や障がい者福祉施設などが指定され ています。

■ブルーライトアップ

4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日の「発達障害啓発週間」に、 広く一般の関心を高めるよう各地の名所旧跡などを青色にライトアップする活動です。青 色は癒しや希望などを表し、自閉症や発達障がいを理解していただくためのシンボルカラ ーとして使用されています。

\sim

■ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、特性を踏まえた褒め方等を学んだりすることにより、前向きに子育てができるよう支援する取組みの一つです。

■ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた経験のある先輩保護者で、現在子育てを行っている保護者の相談役となる人のことです。改正発達障害者支援法(平成28年)において、「発達障がいの家族が互いに支え合う活動の支援」が明記され、全国でペアレントメンターの養成・活用が推進されています。

■ヘルプマーク

義足や人工関節を利用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や 配慮を必要としている方々が、バッグ等に身に付けることで、周囲の方に手助けを必要と することや「見えない障がい」への理解を求めるものです。

80

■メール110番

障がいのある人が警察へアクセスする際の困難を取り除くための対策の1つとして、全都道府県警察において行われている、Eメールによる緊急通報の受理のことです。この他、FAXによる緊急通報の受理(FAX110番)も行われています。

ŧ

■盲ろう

盲ろうとは「視覚と聴覚の両方に障がいがあること」を言います。また、視覚と聴覚の両方に障がいがある者を盲ろう者と言い、全盲ろう、盲難聴、弱視ろう、弱視難聴の4タイプ分けられます。

■盲ろう者通訳・介助者

盲ろう者の、生活上のコミュニケーションや移動の支援を行う者のことです。

ゆ

■ユニバーサルツーリズム

高齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが気兼ねなく楽しめるよう創られた旅行のことです。

ょ

■要約筆記者

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がい者のために要約筆記を行う人です。要約筆記とは、聴覚障がい者のための意思疎通を図る手段のひとつで、話し手の内容をつかんで、要点をまとめて筆記し聴覚障がい者に伝達するものです。

れ

■レスパイト

障がい者(児)を家族の一員に抱える親・家族を、一時的に一定の期間障がい者(児)の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを回復し一息つけるようにするサービスです。

ろ

■ロコモティブシンドローム(運動器症候群)

骨や関節、筋肉、動きの信号を伝える神経などが衰えて「立つ」「歩く」といった動作が 困難になり、要介護や寝たきりになってしまうこと、又は、そのリスクが高い状態のこと です。